

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 自治体版土木工事積算基準データ買入	26:OA機器・用品	(一財)日本建設情報総合センター	8,800,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G30	
2	もと南工営所 簡易シャワーユニット借入(再々リース)	155:建物	a1 技研(株)	2,601,940	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	
3	令和8年度業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式借入	158:情報処理用機器	(株) 日立製作所 関西支社	58,257,100	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
4	ショベルローダー(環境3号)修繕	21:建設用機器	ロジスネクストジャパン(株) 近畿支社	3,229,523	令和8年6月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
5	渡船「桜」動力伝達装置等修繕	39:船舶・航空機・鉄道	野田興業(株)	3,410,000	令和8年6月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
6	水位センサほか336点買入	39:船舶・航空機・鉄道	東邦ヤンマーテック(株)	2,149,204	令和8年6月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
7	二連式加湿酸素流量計一式 買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株) 大阪支店	4,466,000	令和8年6月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

随 意 契 約 理 由 書

1 案 件 名 称

令和 8 年度 自治体版土木工事積算基準データ買入

2 契約の相手方

一般財団法人 日本建設情報総合センター

3 随意契約理由

本案件は令和 8 年度版「国土交通省土木工事標準積算基準書」を電子化したデータの買入を行うものである。

当局では土木請負工事の積算に当たって「国土交通省土木工事標準積算基準書」を使用しているが、本買入データはその「共通編」、「河川・道路編」、「電気通信編」、「機械編」の積算歩掛や工種体系等を電子データ化したものである。

当局が運用する設計積算システムは当該データを使用して毎年度改定される積算基準データを更新する仕様となっているため、当該データは工事積算に必要不可欠なものである。

また、当該データは、上記法人のみが作成・提供することが可能となっており、その利用は上記法人との 1 年単位の契約のみに限定されている。

以上の理由により、上記法人への随意契約を依頼するものである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公営企業法施行令 第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 (G30)

5 担 当 部 署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

随意契約理由書

1. 案件名称

もと南工営所 簡易シャワーユニット借入（再々リース）

2. 契約相手方

a1 技研 株式会社

3. 随意契約理由

本案件は、南部方面管理事務所で発生した火災により現用しているもと南工営所における故障中の浴室等洗身施設の代替として借り入れている「もと南工営所 簡易シャワーユニット借入」の再々リース契約を行うものである。

洗身施設は、労働安全衛生法等により設置が義務付けられており、工営所業務には風水害動員時や休日・夜間作業があることから、常時稼働する必要がある施設である。

このことから、故障した浴室等洗身施設の復旧が見込まれる令和8年3月24日まで、上記業者と簡易シャワーユニットの借入契約を令和7年8月7日に締結した。

しかし、契約締結後すぐに貯湯タンクの漏水事故が発生し、修繕対応の可否について協議を重ねた結果、更新工事を行わないと洗身施設の稼働が困難であるとの結論に至った。このため、令和8年度に事業計画を策定し、新たに洗身施設の設置を行う予定であり、設置完了まで引き続き、簡易シャワーユニットを借り入れる必要が出てきた。

新規に借入を行う場合、調達手続きに加え、搬入・据付・給排水接続・検査等の手続きを経て、供用を開始するまで約4か月を要するため、洗身施設が使用できない期間が生じ、労働安全衛生上の支障が生じることとなる。

よって、令和7年度においては、令和8年3月31日を借入期限とした「もと南工営所 簡易シャワーユニット借入」の再リース契約を取り交わしたところである。

今般、新規借入の調達手続き等による空白期間を生じさせないためには、引き続き、「もと南工営所 簡易シャワーユニット借入」を再々リースする必要がある。

以上のことから、現契約の受注者である a1 技研株式会社と随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G7）

5. 担当部署

建設局南部方面管理事務所管理課（電話番号：06-6686-1240）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

大阪市情報通信ネットワーク内で稼働している業務系ネットワーク、庁内情報ネットワーク、基盤間連携ネットワークそれぞれで使用する機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により評価を行った結果、株式会社日立製作所 関西支社と契約を締結した。業務系ネットワーク用機器については平成8年12月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成14年2月から、それぞれ借入を開始しており、令和8年度においても引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものである。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、特に職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等により生じる機器の追加・撤去・交換等へ柔軟に対応することが不可欠であるため、単年度借入契約としている。

本契約で借入する機器は、本市が求める大阪市情報通信ネットワークの安定稼働を達成するため、「令和7年度業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式借入」（以下、「既契約」とする）において調達した機器である。本契約は、単に機器を借り入れるのみではなく、複雑な構成である現行ネットワークとの整合性（仕様・接続性・設定・運用手順・障害切り分け体制等）を踏まえた運用保守を合わせて既契約に引き続いて担わせる必要がある。

本契約の対象機器はネットワークを構成する上で特に重要な機器であり、新たに既契約の相手方以外から当該機器を調達し、既に動作確認が完了している現行構成と異なる構成となる場合、障害時の責任の所在が不明確となるとともに、復旧に向けた調整に時間を要するなど、既契約の便益を享受することに著しい支障が生じ、大阪市情報通信ネットワークそのものの安定稼働にも多大な影響を及ぼすものである。

以上のことから、本市が求める大阪市情報通信ネットワークの安定稼働を達成するためには、既契約に引続き契約する必要があるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、株式会社日立製作所 関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）

5 担当部署

デジタル統括室 基盤担当（電話番号 06-6543-7123）

随意契約理由書

1 案件名称

ショベルローダー（環境3号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクストジャパン株式会社 近畿支社

3 随意契約理由

本件により修繕を行うショベルローダー（以下「修繕対象車両」という。）については、令和8年4月1日付契約（令和8年度 ショベルローダー（環境局） 借入）（※）により三菱オートリース株式会社（以下「賃貸業者」という。）より借入し、鶴見プラスチック資源中継施設に配備されている車両であり、当該施設内において大量に搬入される資源ごみ及びプラスチック資源をストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

今般、修繕対象車両において、エンジン部分からオイル漏れが発生したことに伴い、修繕を行う必要が生じたが、当該不具合にかかる修繕は、上記借入契約に含まれる保守内容（月例定期点検、定期自主検査及び油脂類の交換）の対象外となっていることから、別途、修繕にかかる契約が必要である。

なお、賃貸業者は上記契約にかかる保守業務をロジスネクストジャパン株式会社 近畿支社（以下、「保守業者」という。）へ委託しており、また、保守対象外の不具合に対する修繕についても、修繕後の使用時に生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがあることから、保守業者により修繕を行うこととしており、保守業者以外に修繕を行わせることはない。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

※令和8年4月1日付契約（令和8年度 ショベルローダー（環境局） 借入）は、平成28年6月3日付契約（ショベルローダー 長期借入）の再タリース契約である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G31）

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3257）

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

渡船「桜」動力伝達装置等修繕

2 契約の相手方

野田興業株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を行う船舶は、当局が天保山渡船場において旅客定期航路事業に使用している渡船（船名「桜」）（以下、本船という。）である。

修繕対象の動力伝達装置（クラッチ等）は、主機関（エンジン）の動力を推進軸（プロペラ軸）に伝達し、船舶の運転・作動を制御する主要装置である。現在、当該装置に不測の故障が発生し、本船の運航ができない状態であるため、修繕を実施するものである。

本船は、本市の発注仕様に基づき野田興業株式会社が設計・製造した船舶であり、構造や仕様、調整方法等について、同社の固有技術やノウハウに依拠するところが多い。修繕にあたっては故障原因の究明および対策含め、従前と同等の性能を確保するため、本船の構造等を熟知した本船製造業者による修繕の実施が不可欠である。また、他社が本件修繕を行う場合、本船の設計・製造上の独自仕様を踏まえた原因究明や適切な復旧、調整・性能確保が困難であることに加え、修繕後の性能保証を含めた責任の所在が分散し、運航の安全確保および不具合の発生時の対応に支障が生じるおそれがある。

以上により、野田興業株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号(G31)

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

水位センサほか 336 点買入

2 契約の相手方

東邦ヤンマーテック 株式会社

3 随意契約理由

本部品は、船舶の機関修繕に使用するものであり、機関を構成するうえで重要な部品である。

修繕で使用する部品は同一規格で品質管理の十分なされた製造会社の純正部品で取替えることが機関の機能を発揮するうえで不可欠である。

また、機関の製造会社であるヤンマーパワーソリューション株式会社は、当局に納入した機関について、製造時より装着している部品の来歴管理を上記業者に唯一の代理店として委任している。

さらに、ヤンマーパワーソリューション株式会社から来歴管理の委任を受けた上記業者以外では機関修繕のための適正な部品の提供を行うことができない。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 (G30)

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 設備課(機械)

随意契約理由書

1 案件名称

二連式加湿酸素流量計一式 買入

2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

二連式加湿酸素流量計は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用する資器材であり、当局が救急業務を行う上で以下の6点の性能を有する必要がある。

- 1 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、医療機器の承認番号を有しているもの。
- 2 酸素吸入ホース内で閉塞状態になった場合に、アラーム等が鳴動する機能を有していること。
- 3 二連式であること。
- 4 酸素流量は毎分15L以上の投与ができ、かつ1L毎の設定が可能であること。
- 5 救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続する構造であること。
- 6 ジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

必要な条件を満たす加湿酸素流量計は、株式会社 SankoMedical 製の二連式加湿酸素流量計オキシパック 0X-ⅢSのみである。

(2) 業者選定理由

上記製品は、新鋭工業株式会社が販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元であり、新鋭工業株式会社が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は日本船舶薬品株式会社のみである。

よって上記業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号 (G30)

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6627)